# 東京都パラスポーツクラブ振興事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者がスポーツを通じて、体力づくり及び仲間づくりを自主的に 行うことにより、社会参加を推進し、健康で生きがいのある生活を営めるよう、パラス ポーツ団体の活動を助成し、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (事業内容)

第2条 この事業の対象となる事業は、第3条に掲げる団体が行うスポーツを目的とした、 日常の練習及び研修会等の事業とし、その助成の内容は指導員、講師及び補助員の派遣並 びに会場借上げ等とする。

#### (対象団体)

- 第3条 この事業の対象となる団体は、東京都におけるパラスポーツクラブ振興活動を主たる事業としている団体(以下「団体」という。)で下記の(1)又は(2)の要件のいずれかを満たす団体とする。
  - (1) クラブを単位とした団体
    - ア 原則として都内に居住している者で構成され、構成員のうち障害者が10名以上であること。(同時に2つ以上の団体に所属する者については、いずれか一つの団体の構成員として計上すること。)
    - イ 月1回以上のスポーツ活動を行っていること。
    - ウ 単一の職場(学校、施設)に所属している者のみで構成されていないこと。
    - エ 単一の区市町村に居住している者のみで構成されていないこと。ただし、東京都 障害者スポーツセンターが区市町村等との共催事業で行う教室事業等を母体とし てスタートする自主的な団体につき、単一の区市町村に居住している者のみで構成されていても可とする。
  - (2) パラスポーツの振興等を目的とし、定期的に研修会などの活動を行っている20名以上の指導者の団体。

## (対象経費)

第4条 本事業の助成金は、下表に定める経費を対象とする。なお、対象経費詳細については、別添「東京都パラスポーツクラブ振興事業記入要領」を参照すること。

事業種別・科目		金額		備考
日常活動費	謝金	7,	000円以内/日	事業運営に協力する指導者、講師、補助員等
	会場使用料	6,	000円以内/日	体育館、グラウンド、競技場、会議室等
研修会・講習会開催	謝金	7,	000円以内/日	事業運営に協力する指導者、講師、補助員等
	会場使用料	6,	000円以内/日	体育館、グラウンド、競技場、会議室等
競技会・大会開催	謝金	7,	000円以内/日	事業運営に協力する審判員、補助員等
	会場使用料	6,	000円以内/日	体育館、グラウンド、競技場、会議室等
事務費		年度 1 C		事務用品費、通信費、保険料等(食費は対象外 経費)

## (助成額及び助成期間)

- 第5条 助成額については、実施事業の有効性を勘案し、<u>当該年度の予算の範囲内で助成額</u> を決定するものとする。
  - (1) 助成限度額は、1団体あたり最大10万円とする。なお、パラスポーツの振興を目的とするために、新規の団体を優先して予算の範囲内で助成することとし、助成期間は原則として5年とする。
  - (2)(1)の団体への助成を行っても、当該年度の予算に剰余額が発生する場合、第3 条に定める対象団体の要件を満たす6年目以降の団体場合、助成限度額を6万円と して、当該年度の予算を超えない範囲以内で助成を決定できるものとする。
  - (3) 助成限度額を超える助成が特に必要な場合は、協会の特別承認を得るものとする。

### (助成金の申請)

第 6 条 この事業による助成を希望する団体は、当該年度の東京都パラスポーツクラブ振 興事業記入要領に定める期日までに下記の事項の通り必要書類を郵送にて提出すること。

# ※提出期日を厳守とし、期限後の提出は一切受け付けない。

- 事業申請書・誓約書(様式1-1)
- ② 公金取扱者・経理担当者登録書(様式1-2)
- ③ 登録書(様式1-3)
- ④ 構成員名簿(様式2)
- ⑤ 事業計画書(様式3)
- ⑥ 当年度予算書(様式4)
- ⑦ プログラム・開催要綱(案)等
- ※交付決定前に支出予定の経費についても、対象経費として申請することが可能だが、 審査の結果、交付対象として認められない可能性があるので留意すること。
- 2 申請書類の提出に際し、公金取扱者及びその他1名にて、必ずダブルチェックをした 上で提出すること。

(事業の決定)

第7条 協会は、団体が申請した事業について、その内容を審査し、「東京都パラスポーツ クラブ振興事業助成金の審査結果について(通知)(様式5)」により、当該年度における 対象事業および助成金の交付決定額について、当該年度の6月末日までに団体へ通知す る。

なお協会は、適正な事業及び助成金の交付を行うため必要と認めるときは、事業内容及 び助成金の交付対象とする経費について条件を付すことができるものとする。

(事業の変更・取り下げ)

- 第8条 助成金の対象となる事業の計画を変更する場合は、事業実施予定日以前に「<u>計画変</u> **更承認申請書** (様式 6-1)」を協会に提出しなければならない。ただし、協会が軽微なものと認めた場合についてはこの限りではない。
- 2 協会は前項の申請を受理した場合は内容を審査し、承認する場合は「計画変更の承認について(通知)(様式6-②)」により団体に通知する。なお、必要に応じて対象事業の決定内容を変更し、条件を付すことができるものとする。
- 3 対象事業を取り下げる場合は、事業実施予定日以前に「**取り下げ申請書**(様式7-①)」にその理由を記載の上、協会へ提出しなければならない。
- 4 協会は前項の申請を受理した場合は内容を審査し、その結果を「パラスポーツクラブ振興事業取り下げについて(通知)(様式7-②)」により団体に通知する。

(団体情報の変更)

- 第9条 第6条による申請後、団体の所属員の変更が生じた場合、その都度「団体所属員変 更届」(様式8一①) に変更内容を記載の上、協会へ提出しなければならない。
- 2 第 6 条による申請後、本事業担当者の変更が生じた場合、その都度「団体担当者変更届」(様式8-②) に変更内容を記載の上、協会へ提出しなければならない。

(精算報告)

- 第10条 申請団体は、原則として当該年度の東京都パラスポーツクラブ振興事業記入要領に定める期日までに以下の必要書類を郵送にて提出すること。<u>※提出期日を厳守とし、期</u> **限後の提出は一切受け付けない。** 
  - ① 精算報告書 (様式9-1~9-7)
  - ② 事業実績報告書(様式10)
  - ③ 写真欄
  - ④ 通帳欄
  - ⑤ その他、協会が提出を求めた書類等
  - ※報告の際は、適切な箇所に捺印がされているか再度確認をすること。
    - また、原本を貼付した用紙とその用紙のコピーを両方とも提出すること (原本を貼付 した用紙は後日返却する)。
  - ※各種様式は、当協会から取り寄せるか、協会のホームページからダウンロードすることで入手可能である。
  - ※報告書の提出に際し、公金取扱者及びその他 1 名の計 2 名によるダブルチェックを した上で提出すること。

#### (額の確定)

- 第11条 協会は、前条の定めにより団体より提出を受けた書類を審査し、当該報告に係る 交付事業の成果が交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付 すべき助成金の額を確定し、「東京都パラスポーツクラブ振興事業助成金審査通知書(様 式11)」により、団体に対し通知する。
- 2 協会は、交付請求の内容を審査し、適正であると認めたときは、団体が指定する口座に 助成金を振り込むものとする。

## (決定の取消)

- 第12条 次の各号に掲げる場合には、対象事業としての決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができることとし、当該事由においては助成金の交付を取り消し、又は減額するものとし、「交付取消し(又は一部取消し)通知書」(様式12)により団体に通知する。各号該当の場合は、交付決定年度にかかわらず受領した当該助成金を速やかに返還しなければならない。
  - (1)団体が対象事業の決定内容又はこれに付した条件に不適合な運営を行い、かつ改善が認められない場合
  - (2) 事業報告を怠ったまま、改善が認められない場合
  - (3)団体が法令違反等の反社会的行為を行い、対象事業を実施する上で相応しくない団体であると協会が判断した場合
  - (4) 助成金を対象事業以外の用途、又は対象経費以外の用途に使用した場合
  - (5) 天変地異等の事由により、事業の全部又は一部を実施、継続することができなかった場合
  - (6) 第8条第3項による事業の取り下げがあった場合

#### (違約加算金及び延滞金)

- 第13条 協会が、前条の規定によりこの交付決定の全部又は一部を取消し、団体に返還を 命じた場合において、団体はその命令に係る助成金の受領の日から納付までの日数に応 じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額 を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の 場合を除く。)を納付させることができる。
- 2 協会が、前条の規定によりこの交付決定の全部又は一部を取消し、団体に返還を命じた場合において、団体がこれを期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 3 団体は、本条第1項の違約加算金を期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 4 本条に記載する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間については 365 日の割合とする。

第 14 条 協会は、第 12 条第 1 号から第 4 号までに基づき交付の取消しを行ったときは、 団体に対し、当該処分を行った年度の翌年度から 5 年以内で、当事業及び協会が別に指定 する助成金の受給対象者から除外することができる。

#### (経理処理)

- 第15条 団体は、対象事業の経理について対象事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後より、5年間保存しておかなければならない。
- 2 助成対象経費の支払いは口座振込又は現金払いとする。
- 3 謝金の単価については、団体において定められている基準を踏まえ適切に定めること。

## (対象事業の遂行)

第16条 団体は、対象事業の遂行に当たり、契約を締結し又は支払いをする場合、関係する法令を遵守して実施しなければならない。

#### (団体ガバナンスの確保)

- 第17条 団体は、本事業が東京都予算を財源とする公的助成であることに鑑み、自らの組織について適切なガバナンス確保に努めなければならない。
- 2 本事業における助成を活用する団体は、スポーツ庁が策定した「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」の適合状況に係るセルフチェックシートによる自己説明を作成し、協会に提出しなければならない。なお、作成したチェックシートは協会ホームページで公表する。未対応の団体については、令和6年度中に対応すること。 また、公表済の団体については、令和6年度中にセルフチェックシートの更新を行い、協会に提出すること。
- 3 団体は、助成金を取り扱う当たり、東京都及び協会に対し、適正な助成金の使用について、「申請書兼誓約書」(様式1)により誓約しなければならない。
- 4 協会から助成金の交付を受ける団体は、公金取扱者を設置し、「公金取扱者・経理担当者 登録書」(様式1-2)により協会に申請しなければならない。

## (安全確保)

- 第 18 条 団体は、対象事業の実施に際して、参加者等の安全確保に十分配慮しなくてはならない。また、万一事故等が発生したときには、団体の責任において対応するものとする。
- 2 前項に基づき、対象事業の実施に際し、スポーツ保険の加入に努めること。

## (個人情報の取扱い)

- 第19条 団体は、対象事業の実施に伴って取得した個人情報を各々が保有する個人情報として適正に管理すること。
- 2 団体は、各々が保有する個人情報を相互に共同して利用する場合においては、共同して 利用する個人情報の項目、共同利用する旨、共同利用の目的、及び当該個人情報の管理に ついて責任を有するものについて予め当該個人情報の本人が知ることができるよう措置 すること。

- 3 団体は各々が保有する個人情報及び前項の規定により共同利用する個人情報の取扱い について、関連法令等を遵守し、適正に管理を行うこと。
- 4 団体の故意又は過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担により、これを解決すること。
- 5 団体が、他の団体の保有する個人情報の取扱いについて、第三者に委託を行う場合は、 当該委託を受ける者及びその者における委託した個人情報の取扱いに係る管理状況について、当該団体に文書で報告すること。
- 6 団体は、対象事業に係る業務が終了したときは、
- 各々が保有する個人情報について、法令等に予め定められた保存年限に従って保管した後、 適正に破棄すること。

## (団体情報および活動情報の公開)

- 第20条 団体は、当該活動への関わりを希望する者の受け皿となるよう努めること。
- 2 ホームページ等で団体の連絡窓口や活動情報を掲載する等、活動に対する門戸を広げるよう努力すること。
- 3 ホームページを所有しない団体は、協会の開設する「TOKYO パラスポーツ・ナビ」を 活用し、団体情報公開に可能な限り協力すること。

#### (その他)

- 第21条 その他の事項について、以下のとおり定める。
- (1) 第9条に定める精算報告書類が期日までに提出されない場合、原則として助成金の支払いには応じないため、期日までに必ず提出すること。
- (2) 本事業の実施に際し、この要綱に定めのない事項は、協会と団体が協議の上定める。

## (適用期日)

第22条 この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。

### 附則

- この要綱は、平成9年4月1日から適用する。
- この要綱は、平成28年4月1日から適用する。
- この要綱は、令和6年4月1日から適用する。